

公益社団法人栃木県経済同友会会員規程

(平成24年4月1日 公益社団法人栃木県経済同友会規程第1号)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人栃木県経済同友会定款（以下「定款」という。）第5条から第10条までの規定に基づき会員について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 定款第5条に規定する会員の入会基準は次の通りとする。

(1) 栃木県内に本社をおく企業の代表者等

原則として、資本金規模2,000万円以上又は従業員規模100人以上

(2) 栃木県外に本社をおく企業で県内事業拠点の責任者

原則として、資本金規模2,000万円以上又は県内事業拠点の従業員規模100人以上

(3) 会員1名以上が推薦した者

(入会手続き)

第3条 定款第6条に規定する会員の入会の手続きは、所定の入会申込書（別記様式第1号）を筆頭代表理事に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の交代等による入会)

第4条 人事異動等に伴う会員の交代は、後任者が前任者と同等の企業又は団体に所属している場合に限り、理事会へ報告し、理事会の承認を省略することができる。この場合、後任者は、すみやかに所定の会員変更届（別記様式第2号）を筆頭代表理事に提出しなければならない。

(入会の効力)

第5条 入会の効力は、理事会がその入会を承認した日から生ずる。

(会費等)

第6条 定款第7条に規定する経費の負担は入会金及び会費とし、会員1名につき、次のとおりとする。

(1) 入会金 10万円

(2) 会費 年24万円

- 2 会員の入会金は、入会時、所定の振込依頼書で銀行振込により納めるものとし、会費は、原則として前期と後期に分け、所定の手続きを経て、銀行の口座振替により納めるものとする。ただし、年度途中の入会者の会費は、入会月の翌月から年度末までの月数に2万円を乗じて得た額とし、所定の振込依頼書で銀行振込により納めるものとする。
- 3 会員の変更がある場合は、新規入会者の入会金は免除し、会費についても前任者分を充当する。

- 4 同一企業又は団体から複数の会員が入会する場合は、2人目以降の入会金は、免除する。
- 5 同友会に入会していた会員が退会してから5年以内に再入会する場合、入会金は、免除する。
- 6 既納の入会金及び会費は、一切返還しない。

(退会)

第7条 定款第8条に規定する退会は、所定の退会届（別記様式第3号）により行うものとする。この場合、筆頭代表理事は、すみやかに理事会に報告するものとする。

2 退会の効力は、次に定める日から生じる。

(1) 退会の届出がなされた場合は、その届出を受理した日

(除名)

第8条 定款第9条に規定する除名の効力はその決議がなされた日に生ずる。

(喪失)

第9条 定款第10条に規定する資格喪失の効力は、その喪失の日に生ずる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人設立の日（平成24年4月1日）から施行する。